

第31回【交通事故②～交通事故によるけがの治療について～】

交通事故でけがをした場合、通常、(A)自動車損害賠償責任保険(自賠責と呼ばれているものです)と(B)自動車保険(任意保険)により窓口での治療費を患者さんの負担がなく(無料)治療が受けられます。



- A. 自動車損害賠償保障法に基づく強制保険です。すべての自動車は、この保険に加入しなければなりません。この特徴は、相手方だけのけがへの賠償だけが対象です。また、保険金のお支払いに限度があります。被害者からも直接請求でき、ひき逃げの被害にあった時も保障されます。(自賠責のみ加入の場合は、治療費を患者さんが立て替える場合もありますが必要書類をそろえて請求することより限度額内であれば保険金支払われます。)
- B. 任意保険ですので自分で加入される保険になります。この場合、保険会社さんが窓口になりますので治療費なども保険会社さんが対応して、保険金をお支払いします。

《治療を受けるにあたっての手続きについて》

患者さんが交通事故でけがをしてしまって、その治療を受ける際の手続きは非常に簡単です。基本的に相手の方の保険会社さんに電話でかまいませんので、例えば「〇月〇日(通院する最初の日)から、あいはら鍼灸整骨院に治療にかかりたいのですが」と連絡していただければ、保険会社の方も「わかりました。しっかり治療をしてください。」と言ってくれますので、大丈夫です。その後に保険会社さんから当院のほうに連絡が入るようになります。治療費に関しては、当院から保険会社さんに、直接請求しますので、患者さんが窓口で治療費を負担することなく治療が受けられます。この際に病院や整形外科に受診していてもまったく問題ありません。

《保険証は交通事故での治療では原則として使えません。》

交通事故の場合や第三者行為によるものに関しては保険証は使えないことになっています。



もし事故などにあわられて、怪我をされた場合、まずは当院へご相談ください。